

『SDGs デザインセンター（仮称）』事業 提案書作成要領

「募集要項」に記載した本事業における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

『SDGs デザインセンター（仮称）』事業 共同事業者の募集

2 事業の内容

『SDGs デザインセンター（仮称）』事業共同事業者募集要項」のとおり

3 参加意向申出書（様式1）及び資格審査書類の提出（1部）

本事業について、提案書の提出を希望する場合は、次のとおり参加意向申出書及び資格審査書類を提出し、参加表明をしてください。

1者（1共同事業者体）につき1提案のみの提出とします。共同申請の場合も、他の共同申請との重複はできません。

（1）資格審査書類（1部）

- ① 共同申請者一覧（様式2）（※JV〈共同事業者体〉で参加意向申出書を提出する場合のみ提出）
- ② 誓約書（様式3）
- ③ 定款
- ④ 商業登記簿謄本（発行後3か月以内の印鑑証明書を添付のこと。）
- ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書（未納税額のない証明書）
- ⑥ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類（保険料領収書の写し等）
- ⑦ 直近5か年分の有価証券報告書または事業報告書
- ⑧ 法人の事業概要（会社案内、パンフレット等）
- ⑨ 過去5年間の事業等実績書（自由書式）
- ⑩ 共同事業者個人情報保護管理体制（様式4）※オンラインネットワーク構築・運用事業者のみ

※JV〈共同事業者体〉による場合、とりまとめ事業者（連絡窓口）を代表者として設定し、②～⑨は全ての共同事業者について書類を提出してください。

※⑨で記載する実績は、本事業と類似した事業を記載してください。応募者が類似実績と判断するものであれば記載できるものとします。また、新規策定・改訂等の種別は問いません。（横浜市発注の事業や履行場所が横浜市内の事業があれば記載してください。また直近5年間など最近の実績を優先して記載してください。）

※必要に応じて上記以外の資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出期限

平成 30 年 11 月 1 日 (木) 12 時 00 分まで (必着)

※提出書類等に不足がある場合は受理しません。

(3) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市温暖化対策統括本部環境未来都市推進課

(メールアドレス) on-futurecity@city.yokohama.jp

(4) 提出方法

持参・郵送・電子メール (電子メールの場合は着信確認を必ず行い、別途押印のある書類は原本を郵送してください。)

(5) 提案資格確認結果通知書・提出要請書 (様式 5) の送付及び方法

平成 30 年 11 月 2 日 (金) 13 時頃 参加意向申出者へ電子メール等で送付します。

4 提案書提出に関する質問等

提案書提出有資格者が、提案書提出にあたり質問等がある場合は、質問書 (様式 6) により、次のとおり行ってください。

(1) 受付期間

提案資格確認結果通知書・提出要請書受理後から

平成 30 年 11 月 5 日 (月) 12 時 00 分まで (必着)

(2) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市温暖化対策統括本部環境未来都市推進課

(メールアドレス) on-futurecity@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

電子メール (着信確認を必ず行ってください。)

(4) 回答送付日及び方法

平成 30 年 11 月 6 日 (火)

提案書提出有資格者全員に、すべての質問と回答を電子メールで送付します。

(5) その他

電話等での問合せには応じませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

5 提案書の提出（1部）

（1）提案書類

ア 提案書は、別添の所定の書式（様式7～15）に基づき作成して下さい。

イ 上記アに掲げる用紙の大きさは原則A4版とします。

ウ 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

- ① 提案書（表紙）（様式7）
- ② 共同申請者一覧（様式2）（参加意向申出書と同じもの）
- ③ 配置予定者等の実績（様式8）
- ④ 提案【（1）センターの運営（機能・運営組織等）】（様式9）
- ⑤ 提案【（2）様々な主体・施設間の連携を促すオンラインネットワークの構築】（様式10）
- ⑥ 提案【（3）具体的な地域の課題を設定した試行的取組の実施 課題1（環境分野）】（様式11）
- ⑦ 提案【（3）具体的な地域の課題を設定した試行的取組の実施 課題2（社会分野）】（様式12）
- ⑧ 提案【（3）具体的な地域の課題を設定した試行的取組の実施 課題3（経済分野）】（様式13）
- ⑨ 提案【（4）センターの取組のプロモーションの実施】（様式14）
- ⑩ 事業スケジュール（3年間分）（様式15）
- ⑪ 事業実施に係る概算見積書（自由書式）

※3年間の概算見積書（市費概算額及び自己負担額）としてください。ただし、試行的取組の実施に係る費用については、2018年度に着手する取組の分のみとします。

エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をせず、指定がある場合以外はすべて1ページにまとめて記載してください。文字は概ね10.5ポイント以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述して下さい。

オ 提案書の記載は文章での表現とし、写真あるいはイメージ図等の使用は不可とします。ただし、様式9～15については表やフローチャート及び図の最低限の使用を可とします。

（2）提出期限

平成30年11月19日（月）12時00分まで（必着）

（3）提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市温暖化対策統括本部環境未来都市推進課

（メールアドレス） on-futurecity@city.yokohama.jp

（4）提出方法 持参、郵送または電子メール

電子メールの添付ファイルは5MB以下になるよう調整して送ってください。

これによるのが難しい場合は、必ず事前に提出先に連絡し、本市指定のファイル交換サービスを使って送ってください。また押印した資料は別途原本をご持参いただくか、郵送してください。

（5）その他 所定の様式以外の書類については受理しません。

（6）配置予定者等の条件及び考慮する事項は次のとおりです。

ア 主たる担当者については、国内外の知識・経験を活かし、国内外問わずコーディネータ力を発揮し様々な主体と協力し、試行的取組等を含めた事業実施ができること。これらについて他都市等において類似の事業の経験がある者。環境技術に関する知識・経験を

有する者が望ましい。

イ 様々な主体間の連携を促すオンラインネットワークの構築等を含むため、個人情報を扱う等セキュリティが担保できる仕組みの構築など、類似の事業の実績がある者。多施設間の情報共有、相互連携、及びこれらに必要なセキュリティ対策等を考慮したオンラインネットワークシステムの構築・運用の実績がある者

ウ プロモーション事業を含むため、類似の事業の実績がある者

6 提案に関するヒアリング

評価委員会において、下記のとおり提案書の内容についてヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 **平成 30 年 11 月 21 日 (水)** (予定・時間は別途ご案内します。)
- (2) 実施場所 横浜市役所市庁舎内を予定 (別途ご案内します。)
- (3) 出席者 代表者及び関係者で合計 5 名以内としてください。その際、5 (6) アの主たる担当者は必ず出席してください。
- (4) 内容 提案書 (様式 2、7~15) について口頭で説明を求めます。説明は主たる担当者が行ってください。ヒアリングの時間は、質疑応答などを含め、約 20 分を想定しています。
- (5) その他 確定した実施日時等詳細については、提案書提出後、別途お知らせします。書類審査及びヒアリングを基に評価を行います。

7 評価結果の通知

- (1) 評価実施後、平成 30 年 11 月 27 日 (火) までに、提案書提出者全員に対して結果通知書 (様式 16) を電子メールにて送付します。(着信確認の返信を行ってください。)
- (2) 評価委員会は非公開とします。

8 その他

- (1) 無効となる提案
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 指定された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本提案に関して委員会委員との接触があった者。
 - ク ヒアリングに出席しなかった者。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 提案書の取扱い

- ア 市は提出された提案書について、今回の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、本事業者選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- エ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ 提出された書類は返却しません。

(5) その他

- ア 提案書は共同事業者の選定を目的に使用するものであり、契約後の事業は必ずしも提案内容どおりに実施するものではありません。
- イ 選定された提案書を提出した事業者とは、後日、選定された提案書等に基づき、横浜市と協議のうえ、協働契約を締結します。
- ウ 提案書の提出後から契約締結までの手続期間中に、『SDGs デザインセンター（仮称）』事業 共同事業者募集要項に定める資格基準を満たさなくなった場合には、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として選定されている場合は次点候補者と手続を行います。